

総務委員会

委員一覧（25名）

委員長	佐藤 泰介	(民主)	友近 聰朗	(民主)	谷川 秀善	(自民)
理事	加賀谷 健	(民主)	那谷屋 正義	(民主)	二之湯 智	(自民)
理事	武内 則男	(民主)	内藤 正光	(民主)	溝手 顕正	(自民)
理事	林 久美子	(民主)	長谷川 憲正	(民主)	魚住 裕一郎	(公明)
理事	磯崎 陽輔	(自民)	吉川 沙織	(民主)	澤 雄二	(公明)
理事	世耕 弘成	(自民)	木村 仁	(自民)	山下 芳生	(共産)
	金子 洋一	(民主)	小泉 昭男	(自民)	又市 征治	(社民)
	高嶋 良充	(民主)	末松 信介	(自民)		
	外山 斎	(民主)	関口 昌一	(自民)		

(22. 1. 28 現在)

（1）審議概観

第174回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案10件（うち本院先議3件）、衆議院提出法律案1件（総務委員長提出）及び承認案件1件の合計12件であった。

内閣提出法律案10件のうち8件は可決し、2件は審査未了となった。なお、**地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案、国と地方の協議の場に関する法律案及び地方自治法の一部を改正する法律案**（いずれも本院先議）は、衆議院総務委員会において継続審査となった。

衆議院提出法律案1件は可決し、承認案件1件は承認したほか、本委員会から法律案1件を提出することを決定した。

また、本委員会付託の請願1種類1件は、審査未了となった。

〔法律案等の審査〕

【地域主権】地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案は、内閣府に地域主権戦略会議を設置するとともに、地方公共団体に対する事務の処理又は

その方法の義務付けを規定している関係法律の改正等を行おうとするものである。

国と地方の協議の場に関する法律案は、国と地方の協議の場に関し、その構成及び運営、協議の対象等を定めようとするものである。

地方自治法の一部を改正する法律案は、地方議会の議員定数設定の自由化、共同設置が可能な機関の範囲の拡大等の措置を講ずるとともに、直接請求の制度の適正な実施を確保するために必要な改正等を行おうとするものである。

委員会においては、3法律案を一括して議題とし、義務付け・枠付けの見直し及び権限移譲の推進への決意、国と地方の役割分担の今後の姿、地域主権という新語の法定化に関する疑義等について質疑が行われた。また、参考人から意見を聴取し、東京都江東区及び中央区に現地視察を行うとともに、3法律案について内閣委員会と、地域主権改革推進一括法案について厚生労働委員会と、それぞれ連合審査会を開催した。

質疑終局後、自由民主党・改革クラブよ

り、地域主権改革推進一括法案及び国と地方の協議の場に関する法律案に対し、「地域主権」の用語を「地方分権」と改めること等を内容とする修正案が、また、公明党より、地域主権改革推進一括法案に対し、地域主権戦略会議の議員に地方六団体の代表を加えること等を内容とする修正案が、さらに、日本共産党より、国と地方の協議の場に関する法律案に対し、法律の目的から「地域主権改革の推進」との文言を削ること等を内容とする修正案が提出された。なお、公明党提出の修正案は予算を伴うものであることから、国会法第57条の3の規定に基づき内閣から意見を聴取した。

討論の後、順次採決の結果、地域主権改革推進一括法案については、両修正案はいずれも賛成少数により否決され、原案について可否同数となつたため、国会法第50条の規定により、委員長は本法律案を原案どおり可決した。国と地方の協議の場に関する法律案については、両修正案がいずれも賛成少数により否決された後、多数をもって原案どおり可決した。地方自治法一部改正案は、多数をもって原案どおり可決した。なお、地域主権改革推進一括法案及び国と地方の協議の場に関する法律案に対し附帯決議が付された。

行政制度 独立行政法人通則法の一部を改正する法律案は、独立行政法人について、その財務基盤の適正化及び国の財政への寄与を図るため、業務の見直し等により不要となった財産の国庫納付の義務付け等の措置を講じようとするものである。委員会においては、事業仕分けを踏まえた今後の独立行政法人改革の見通し、独立行政法人のガバナンスの在り方、不要財産の判定にお

ける客観性確保の必要性等について質疑が行われた。討論の後、採決の結果、可否同数となつたため、国会法第50条の規定により、委員長は本法律案を原案どおり可決した。

地方税財政 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案は、地方財政の状況等にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、平成21年度分の地方交付税の総額について加算措置を講じようとするものである。委員会においては、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の交付基準、将来的な地方交付税の確保策等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。

地方税法等の一部を改正する法律案は、個人住民税における扶養控除の見直し、自動車取得税及び軽油引取税の税率の特例措置の見直し、地方たばこ税の税率引上げ、地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書を国会に提出する措置の創設を行うとともに、税負担軽減措置等の整理合理化等を行おうとするものである。

地方交付税法等の一部を改正する法律案は、平成22年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、地方交付税の単位費用等の改正を行うとともに、公営競技納付金制度及び公的資金補償金免除繰上償還措置を延長し、あわせて、子ども手当の支給に伴う地方特例交付金の制度の拡充等を行おうとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、住民税の扶養控除見直しと子ども手当創設との峻別の必要性、地方交付税増額が地方の自由になる財源増額とならな

い地方財政計画の問題点、民主党マニフェストでの暫定税率廃止と現行税負担水準維持との矛盾等について質疑が行われた。討論の後、順次採決の結果、地方税法等一部改正案については可否同数となつたため、国会法第50条の規定により、委員長は本法律案を原案どおり可決した。地方交付税法等一部改正案は、多数をもって原案どおり可決した。

【地方行政】過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案は、過疎地域自立促進特別措置法の実施の状況にかんがみ、その有効期限を平成28年3月31日まで延長するとともに、過疎地域の要件を追加するほか、過疎地域自立促進のための地方債の対象経費として過疎地域における地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化等の事業の実施に要する経費を追加する等の措置を講じようとするものである。委員会においては、衆議院総務委員長近藤昭一君から趣旨説明を聴取した後、過疎地域における規制緩和の在り方、過疎対策事業債に係る交付税措置の充実、過疎地域における図書館の整備等について質疑が行われた後、全会一致をもって原案どおり可決した。なお、附帯決議が付された。

市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律案は、自主的な市町村の合併が引き続き円滑に行われるよう市町村の合併の特例等に関する法律の期限を10年間延長するとともに、市町村の合併が相当程度進捗していること等にかんがみ都道府県等の積極的な関与による市町村の合併の推進を定めている規定を廃止しようとするものである。委員会においては、三万市特

例を廃止する理由、市町村の数の在り方、安定した地方議会議員の年金制度の確立等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。なお、附帯決議が付された。

NHK 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（いわゆるNHK平成22年度予算）は、収支予算では、一般勘定事業収支において、事業収入が6,786億円、事業支出が6,847億円となり、61億円の収支不足であり、不足額は、前年度までの繰越金の一部をもって補てんすることとし、事業計画では、放送の自主自律の堅持、公正・公平で信頼できる情報や多様で質の高いコンテンツの提供、受信料制度への理解促進と公平負担に向けた取組強化、デジタルテレビジョン放送の普及等に取り組むこととしている。

委員会においては、受信料収入の確保と公平負担の実現、経営委員会の在り方、放送の完全デジタル化に向けた取組等について質疑が行われ、全会一致をもって承認すべきものと決定した。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

3月9日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について原口総務大臣から、郵政改革の基本施策に関する件について亀井国務大臣からそれぞれ所信を聴取し、平成22年度総務省関係予算に関する件について渡辺総務副大臣から、平成22年度人事院業務概況及び関係予算に関する件について江利川人事院総裁から、それぞれ説明を聴取した。

3月11日、行政制度、地方行財政、消防

行政、情報通信行政等の基本施策に関する件、郵政改革の基本施策に関する件及び平成22年度人事院業務概況に関する件について、郵政改革法案の提出時期と経営形態、定住自立圏における公立病院の機能分担の推進、放送法等改正案でクロスオーナーシップを見直すこととした理由等の質疑を行った。

3月18日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件、郵政改革の基本施策に関する件及び平成22年度人事院業務概況に関する件について、子ども手当の給付事務システム開発業者の選定の在り方、ひも付き補助金の一括交付金化のため国・地方の統治形態を変更する必要性、放送番組に対する規制について自主規制を尊重する必要性等の質疑を行った。

3月19日、予算委員会から委嘱を受けた、平成22年度内閣所管（人事院）及び総務省所管（公害等調整委員会を除く）の予算の審査を行い、Jアラートのシステムの信頼性確保と住民の避難誘導の在り方、国家公務員の総人件費2割削減の手法、国の出先機関の地方移管についての具体的な手法、地方公共団体の臨時・非常勤職員の増大と待遇改善の必要性等の質疑を行った。

3月24日、自立的かつ持続的な財政運営

（2）委員会経過

- 平成22年1月28日（木）（第1回）
 - 行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行うことを決定した。
 - 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）について原口総務大臣から趣旨説明を

を可能とする地方財政制度の構築に関する決議を行った。

5月20日、戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法案に関する件を議題とし、同法律案の草案について、委員長から説明を聴き、国会法第57条の3の規定に基づき内閣から意見を聴取した後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。

〔法律案の提出〕

5月20日、戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法案について、本委員会提出の法律案として提出することを決定した。その主な内容は、戦後強制抑留者が、戦後、酷寒の地において、長期間にわたって劣悪な環境の下で強制抑留され、多大の苦難を強いられたこと、その間において過酷な強制労働に従事させられたこと等の特別の事情にかんがみ、及び戦後強制抑留者に係る強制抑留の実態がいまだ十分に判明していない状況等を踏まえ、これらの戦後強制抑留者に係る問題に対処するため、戦後強制抑留者の労苦を慰藉するための特別給付金を支給するための措置を講じ、併せて強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針の策定について定めようとするものである。

聴き、同大臣、大塚内閣府副大臣、渡辺総務副大臣、内藤総務副大臣、小川総務大臣政務官、階総務大臣政務官及び山井厚生労働大臣政務官に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

磯崎陽輔君（自民）、魚住裕一郎君（公明）、

山下芳生君（共産）、又市征治君（社民）
(閣法第1号)
賛成会派 民主、自民、公明、社民
反対会派 共産

○平成22年3月9日(火)(第2回)

- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について原口総務大臣から所信を聴いた。
- 郵政改革の基本施策に関する件について亀井国務大臣から所信を聴いた。
- 平成22年度総務省関係予算に関する件について渡辺総務副大臣から説明を聴いた。
- 平成22年度人事院業務概況及び関係予算に関する件について江利川人事院総裁から説明を聴いた。
- 過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案（衆第3号）（衆議院提出）について提出者衆議院総務委員長近藤昭一君から趣旨説明を聴き、衆議院総務委員長代理山口俊一君、同谷公一君、同石田祝稔君、同黄川田徹君及び原口総務大臣に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

世耕弘成君（自民）、魚住裕一郎君（公明）、
山下芳生君（共産）
(衆第3号)
賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民
反対会派 なし
なお、附帯決議を行った。

○平成22年3月11日(木)(第3回)

- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件、郵政改革の基本施策に関する件及び平成22年度人事院業務概況に関する件について亀井国務大臣、原口総務大臣、渡辺総務副大臣、内藤総務副大臣、長谷川総務大臣政務官及び小川総務大臣政務官に対し質疑を行った。

[質疑者]

林久美子君（民主）、土田博和君（民主）、
澤雄二君（公明）

○平成22年3月18日(木)(第4回)

- 政府参考人の出席を求めるることを決定した。
- 参考人の出席を求めるることを決定した。

- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件、郵政改革の基本施策に関する件及び平成22年度人事院業務概況に関する件について原口総務大臣、亀井国務大臣、内藤総務副大臣、長浜厚生労働副大臣、藤本国土交通大臣政務官、政府参考人、参考人日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長齋藤次郎君及び同株式会社専務執行役佐々木英治君に対し質疑を行った。

[質疑者]

世耕弘成君（自民）、末松信介君（自民）、
山下芳生君（共産）、又市征治君（社民）

- 平成22年度地方財政計画に関する件について原口総務大臣から概要説明を聴いた後、渡辺総務副大臣から補足説明を聴いた。
- 地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）
地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）
以上両案について原口総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成22年3月19日(金)(第5回)

- 政府参考人の出席を求めるることを決定した。
- 平成二十二年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十二年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十二年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（内閣所管（人事院）及び総務省所管（公害等調整委員会を除く））について原口総務大臣、渡辺総務副大臣、大塚内閣府副大臣、山井厚生労働大臣政務官、江利川人事院総裁及び政府参考人に對し質疑を行った。

[質疑者]

吉川沙織君（民主）、世耕弘成君（自民）、
関口昌一君（自民）、魚住裕一郎君（公明）、
山下芳生君（共産）、又市征治君（社民）
本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成22年3月23日(火)(第6回)

- 政府参考人の出席を求めるることを決定した。
- 地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）
地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）

以上両案について原口総務大臣、渡辺総務副大臣、小川総務大臣政務官、古本財務大臣政務官、江利川人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

木村仁君（自民）、礒崎陽輔君（自民）、澤雄二君（公明）、魚住裕一郎君（公明）

○平成22年3月24日（水）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めるることを決定した。

○地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）

○地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）

以上両案について原口総務大臣、渡辺総務副大臣、小川総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

又市征治君（社民）、山下芳生君（共産）
(閣法第17号)

賛成会派 民主、社民

反対会派 自民、公明、共産
(閣法第18号)

賛成会派 民主、自民、公明、社民
反対会派 共産

○自立的かつ持続的な財政運営を可能とする地方財政制度の構築に関する決議を行った。

○市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）

について原口総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成22年3月25日（木）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めるることを決定した。

○市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）

について原口総務大臣、渡辺総務副大臣、小川総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

外山斎君（民主）、木村仁君（自民）、澤雄二君（公明）、山下芳生君（共産）、又市征治君（社民）
(閣法第20号)

賛成会派 民主、自民、公明、社民

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成22年3月30日（火）（第9回）

- 理事の補欠選任を行った。

- 政府参考人の出席を求めるることを決定した。

- 参考人の出席を求めるることを決定した。

○放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第1号）（衆議院送付）について原口総務大臣から趣旨説明を、参考人日本放送協会会長福地茂雄君から説明を聴き、同大臣、内藤総務副大臣、高井文部科学大臣政務官、長谷川総務大臣政務官、政府参考人、参考人日本放送協会会長福地茂雄君、同協会経営委員会委員長小丸成洋君、同協会理事大西典良君、同協会専務理事日向英実君、同協会技師長・専務理事永井研二君、同協会副会長今井義典君及び同協会理事今井環君に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

林久美子君（民主）、那谷屋正義君（民主）、外山斎君（民主）、土田博和君（民主）、世耕弘成君（自民）、礒崎陽輔君（自民）、谷川秀善君（自民）、末松信介君（自民）、関口昌一君（自民）、二之湯智君（自民）、澤雄二君（公明）、魚住裕一郎君（公明）、山下芳生君（共産）、又市征治君（社民）
(閣承認第1号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成22年4月8日（木）（第10回）

○地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第56号）

国と地方の協議の場に関する法律案（閣法第57号）

○地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第58号）

以上3案について原口国務大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、大塚内閣府副大臣、渡辺総務副大臣及び小川総務大臣政務官に対し質疑を行った。

[質疑者]

加賀谷健君（民主）、武内則男君（民主）、
又市征治君（社民）

○平成22年4月13日（火）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めるることを決定した。
- 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第56号）
国と地方の協議の場に関する法律案（閣法第57号）
地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第58号）
以上3案について原口国務大臣、大塚内閣府副大臣、渡辺総務副大臣、小川総務大臣政務官、山井厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

磯崎陽輔君（自民）、二之湯智君（自民）、
山下芳生君（共産）

また、3案について参考人の出席を求めるこ
とを決定した。

○平成22年4月15日（木）（第12回）

- 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第56号）
国と地方の協議の場に関する法律案（閣法第57号）
地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第58号）

以上3案について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

東京大学法学部教授 長谷部恭男君
高崎経済大学教授 八木秀次君
宮崎県知事 東国原英夫君
千葉市長 熊谷俊人君

[質疑者]

加賀谷健君（民主）、世耕弘成君（自民）、
魚住裕一郎君（公明）、山下芳生君（共産）、
又市征治君（社民）

○平成22年4月16日（金）（第13回）

- 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第56号）
国と地方の協議の場に関する法律案（閣法第57号）

地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第58号）

以上3案について内閣委員会からの連合審査会開会の申入れを受諾することを決定した後、連合審査会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

- 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第56号）
国と地方の協議の場に関する法律案（閣法第57号）
地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第58号）
以上3案について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

公益財団法人地方自治総合研究所所長 辻
山幸宣君

慶應義塾大学法学部政治学科教授 片山善
博君

P H P 総合研究所主席研究員 荒田英知君
帝京大学教職大学院教授 村山祐一君

[質疑者]

土田博和君（民主）、木村仁君（自民）、
澤雄二君（公明）、山下芳生君（共産）、
又市征治君（社民）

○平成22年4月19日（月）

- 総務委員会、内閣委員会連合審査会（第1回）
- 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第56号）
国と地方の協議の場に関する法律案（閣法第57号）
地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第58号）

以上3案について原口国務大臣、仙谷国務大臣、大塚内閣府副大臣、山井厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

姫井由美子君（民主）、古川俊治君（自民）、
山本香苗君（公明）、山下芳生君（共産）、
又市征治君（社民）、糸数慶子君（無）

本連合審査会は今回をもって終了した。

○平成22年4月20日(火)(第14回)

- 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第56号)について厚生労働委員会から連合審査会開会の申入れがあった場合はこれを受諾することを決定した後、連合審査会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○平成22年4月22日(木)

総務委員会、厚生労働委員会連合審査会(第1回)

- 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第56号)について長妻厚生労働大臣、原口国務大臣、鈴木文部科学副大臣、足立厚生労働大臣政務官、山井厚生労働大臣政務官、泉内閣府大臣政務官及び小川総務大臣政務官に対し質疑を行った。

[質疑者]

森ゆうこ君(民主)、西島英利君(自民)、山本博司君(公明)、山下芳生君(共産)、近藤正道君(社民)

本連合審査会は今回をもって終了した。

○平成22年4月22日(木)(第15回)

- 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第56号)

国と地方の協議の場に関する法律案(閣法第57号)

地方自治法の一部を改正する法律案(閣法第58号)

以上3案について原口国務大臣、大塚内閣府副大臣及び小川総務大臣政務官に対し質疑を行った。

[質疑者]

魚住裕一郎君(公明)

○平成22年4月27日(火)(第16回)

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。

- 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第56号)

国と地方の協議の場に関する法律案(閣法第57号)

地方自治法の一部を改正する法律案(閣法第58号)

以上3案について原口国務大臣、大塚内閣府副大臣、渡辺総務副大臣、馬淵国土交通副大臣、高井文部科学大臣政務官、藤本国土交通大臣政務官、山井厚生労働大臣政務官、小川総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

[質疑者]

加賀谷健君(民主)、末松信介君(自民)、磯崎陽輔君(自民)、澤雄二君(公明)、山下芳生君(共産)、又市征治君(社民)(閣法第56号)

賛成会派 民主、社民

反対会派 自民、公明、共産、改革(閣法第57号)

賛成会派 民主、自民、公明、改革、社民
反対会派 共産

(閣法第58号)

賛成会派 民主、自民、公明、改革、社民
反対会派 共産

なお、地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第56号)及び国と地方の協議の場に関する法律案(閣法第57号)について附帯決議を行った。

○独立行政法人通則法の一部を改正する法律案

(閣法第21号)(衆議院送付)について原口総務大臣から趣旨説明を聴いた。

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○平成22年5月11日(火)(第17回)

○独立行政法人通則法の一部を改正する法律案

(閣法第21号)(衆議院送付)について原口総務大臣、馬淵国土交通副大臣、舟山農林水産大臣政務官、階総務大臣政務官、泉内閣府大臣政務官及び山井厚生労働大臣政務官に対し質疑を行った。

[質疑者]

外山斎君(民主)、土田博和君(民主)、又市征治君(社民)

○平成22年5月20日(木)(第18回)

- 参考人の出席を求ることを決定した。

○独立行政法人通則法の一部を改正する法律案

(閣法第21号)(衆議院送付)について原口

総務大臣、枝野内閣府特命担当大臣、郡司農林水産副大臣、小川総務大臣政務官、西村外務大臣政務官、階総務大臣政務官、足立厚生労働大臣政務官及び参考人独立行政法人国際協力機構理事橋本栄治君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

磯崎陽輔君（自民）、木村仁君（自民）、世耕弘成君（自民）、魚住裕一郎君（公明）、山下芳生君（共産）

（閣法第21号）

賛成会派 民主、社民

反対会派 自民、公明、共産、改革

- 戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法案の草案について委員長から説明を聴き、国会法第57条の3の規定により内閣の意見を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。

○平成22年6月1日(火)（第19回）

- 理事の補欠選任を行った。

- 国家公務員法等の一部を改正する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）、国家公務員法等の一部を改正する法律案（参第7号）及び幹部国家公務員法案（参第8号）について内閣委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。

（3）委員会決議

——自立的かつ持続的な財政運営を可能とする地方財政制度の構築に関する決議——

国・地方を通じた厳しい財政状況の下、特に財政力の弱い地方公共団体においては、厳しい財政運営を強いられている状況を踏まえ、政府は、個性豊かで活力に満ちた分権型社会にふさわしい自立的かつ持続的な地方税財政システムを確立するため、次の諸点について格段の努力をすべきである。

一、地方財政計画の策定に当たっては、地方公共団体が引き続き厳しい財政状況にあることを十分認識し、地方独自に行う施策・取組を十分実施できるよう、地方の意見を確實に反映しながら、地方全体の財政需要を適切に積み上げるとともに、これに伴い必要となる一般財源の確保を図ること。

二、地方交付税の本来的な役割である財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮されるよう、基準財政需要額については、地域の再生・活性化や雇用創出の推進等地域住民が将来にわたって安心できるための施策に要する財政需要等を的確に反映した算定に努めること。

三、現下の厳しい地域経済環境において、地方の疲弊が極めて深刻化している中、毎年度発生する巨額の地方財源不足への対応については、いわゆる「国・地方の折半ルール」による暫定措置の在り方を見直すとともに、法定率の引上げを行うなど地方税財政制度の抜本的改革を検討すること。

また、地方税財政に係る諸制度の見直しに当たっては、特に財政基盤の脆弱な市町村に対し、特段の配慮を行うこと。

四、地方公共団体は、直接住民サービスを提供する役割の大部分を担っていることから、その基盤となる地方税財源の拡充のため、地方公共団体の財政力格差に配慮しつつ、安定的な地方税体系の構築を早急に進めること。

五、巨額の借入金を抱える地方財政の健全化に当たっては、安定的な財政運営に必要な地方一般財源の確保に留意しながら、計画的に進めること。また、臨時財政対策債をはじめ累積する地方債の元利償還については、諸施策の実施を制約しかねない状況にあることにかんがみ、将来において各地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、万全の財源措置を講ずること。

六、地方公営企業については、社会経済情勢の著しい変化や厳しい経営環境の中で、一層の自立性

の強化と経営の活性化を図ることができるよう、引き続き十分な支援を行うこと。

特に病院事業については、住民が安心・安全に暮らせるよう、不採算地区病院、小児医療、救急医療、へき地医療、周産期医療等について、所要財源額の確保に一層努めるとともに、今後とも、地域医療の確保のための対策や財政支援策等の充実を図ること。

右決議する。